

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

所得税の住宅ローン控除の適用期限が延長されることに伴い、令和十二年末までに入居した者の個人県民税に住宅ローン控除を適用する。

(二) 不動産取得税

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税を減額する特例について、土砂災害特別警戒区域内に住宅が新築された場合は、その適用対象外とする。

(三) その他

規定の整備を行う。

三 施行期日

二(一) 令和九年一月一日

二(二) 令和十一年四月一日

二(三) 令和九年一月一日、令和十年四月一日、令和十一年四月一日